

佐賀県告示第 138 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和 4 年 6 月 3 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 施行者の名称

吉野ヶ里町

2 都市計画事業の種類及び名称

佐賀東部都市計画下水道事業 吉野ヶ里町公共下水道

3 事業施行期間

平成 5 年 12 月 28 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

平成 6 年佐賀県告示第 11 号、平成 11 年佐賀県告示第 392 号、平成 13 年佐賀県告示第 601 号、平成 20 年佐賀県告示第 264 号、平成 22 年佐賀県告示第 99 号、平成 22 年佐賀県告示第 384 号、平成 25 年佐賀県告示第 237 号及び平成 31 年佐賀県告示第 91 号の事業地に、神埼郡吉野ヶ里町石動字二本杉を加え、同町松隈字坂の上、石動字一本杉、字西一本杉及び字西二本杉、三津字丸山及び字中ソリ、大曲字畑刈、字松の森及び字一の坪、吉田字九本柳、田手字四本杉、字二十の角、字三十の角及び字甲三の角、豆田字鶴角、字城松及び字竹の下並びに立野字立野地内において事業地を変更する。